

新嵐山スカイパークの今後について

1. めむろ未来ミーティングの結果について

(1)日 時 令和5年10月22日(日)13:30~16:45 同日18:00~19:30 10月24日(火)18:30~21:00

(2)場 所 芽室町中央公民館2階講堂

(3)参加者 計191名 ほか、YouTube 最大視聴者数64名

(4)主な質疑

Q. 今シーズンのスキー場営業の可能性は？

A. 今シーズンの営業については非常に厳しい状況。リフト運行がネックで、索道技術管理者や、ゲレンデを整理するスタッフの問題、運輸局への申請がどのくらいかかるかなど、不明確な点が多い。また、めむろ新嵐山株式会社の破産申立による債権整理ということもあり、敷地への立ち入りも令和6年1月末まではできない見込みである。何らかの方法でできないのかということは検討し進めているところが、非常に厳しいということをご理解いただきたい。

Q. 施設再開の目途は？

A. 次年度までの間に、スキー場だけでも何とか再開できないか模索していきたい。次の担い手がすぐ現れるとは限らないが、令和7年4月以降の新たな担い手につなぐような形で、スキー場だけでも再開できないか考える。

ただし、リフトの認可を取った当時より今の基準は厳しくなっており、リフトの架け替えなど、認可基準を満たすための設備投資が必要になった場合に、どうやってできるかなども考えていかななくてはならない。

Q. 休業により施設は閉鎖されているが、すべて立ち入りできないのか？

A. 新嵐山展望台に続く林道は今までどおり通れる。現在は破産申立による債権整理のため施設への立ち入りはできないことから、第1駐車場及び第2駐車場への入り口を封鎖している。

Q. 休業中の施設の維持管理は？何もしないと廃墟になってしまうのではないか。

A. 基本的に施設を無くす考えはないため、最低限の維持管理はしっかりやっていきたい。散策道などをご利用される方もいるので、利用者ともお話しをして、草刈りなどの対応をしていきたい。

Q. めむろ新嵐山株式会社の清算に税金投入はあるのか？

A. 会社には、従業員の給与、金融機関からの借入金、債権者への支払いなど、多額の負債がある。それらの未払いを防ぐため、町の予算での支払いを顧問弁護士と相談のうえ検討したが、第3セクターの清算手続きに町が税金を投入することは違法性が高いとの見解から、申し訳ないが断念し、破産手続きという法的な整理をとることになった。

Q. 売上減少はコロナ禍による要因もあると思うが、ゲレンデ状況が良くなかったりした部分もあると思う。再開する際には、きちんと整備できる人材、スキー場や芽室町、十勝を愛する人材を従業員として雇ってほしい。

A. 接客業で大事なものはホスピタリティだと思っている。町として新たな担い手をお願いする時は、しっかり整備できる人材や利用者を大切にできる人材を採用するよう伝えていく。また、スキー場の再開に関しては、長年に渡ってスキー場を運営していけるような事業者にお任せすることが妥当だと考えている。7月に清算を決断した時点で、次の担い手を模索することは始めていて、まだ何もお伝えできる状況にないが、時期が来たら皆さんにもお伝えしていく。

Q. ぜひ町民の憩いの場を復活させてほしい

A. 町には「新嵐山スカイパーク設置条例」という条例があり、設置目的として「町民の憩いの場」と「観光の振興」とはっきり書かれている。「町民の憩いの場」というのは公共性の部分で、町として町民に対してどうしていくかということが大事であり、「観光振興」は町外の方を含めて利用いただくためにどうしていくかという企業性や経済性の部分。この両方を目的としている条例であり、特に第3セクターがこれらの目的を達成するには厳しい部分もあったと思っている。それを踏まえて、新たにお願する担い手は、第3セクターではなく民間事業者を想定している。民間事業者の考え方としては、企業性、経済性を優先していくと思うので、そこは追求していただいて、「町民の憩いの場」というところを、町がしっかりと予算をかけて、町民還元や町民向けの事業の実施などをやっていく。そういった民間事業者と役割分担をしてやっていきたいと考えている。

Q. 休業に伴い、災害時も新嵐山荘のお風呂などは使用できないのか？

A. 災害時は緊急事態なので、きちんと使用できるか点検し、可能であれば、施設の開放も考えていかななくてはならないと思っている。

Q. 元々経営状況が良くなかった新嵐山の改革を、町長はなぜ始めたのか？

A. 観光振興という町外の人に向けて行うものと思われがちだと思う。しかし、経済循環など、町民にもメリットがある。これから観光ビジョンを作ろうと思っている、その中で改めて観光振興の目的や町としてのメリット、また、新嵐山がその観光ビジョンの拠点であって魅力あるところにしていきたいことをお伝えしていきたい。

Q. 新嵐山を資源として活用するなど、新しい形で稼ぐ手法も可能かと思うが、条例改正などを考える余地はあるのか。また、新嵐山を多角的に活用していくビジョンは現時点であるか。

A. 多角的に活用していくビジョンは現時点ではないが、条例自体は、目的の拡張も含めて見直す必要はあるかもしれないと考えている。幅広にご意見を伺って検討していきたい。

Q. 芽室町には町のために何かしたいと熱い思いを持って動こうとしている方がいる。ぜひその熱が冷めないうちに対話する場を設けていただきたい。

A. 今回の問題は非常に大きい問題であるので、できるだけ多くの方にご意見をいただきたいと思います。色々な声を集める手法も含めて、工夫してやっていきたい。

Q. 新嵐山に対しての思い出や、価値を重く思っている人は、現時点での町民に限らず、元町民や、これから芽室町に住みたいと思っている方、一度新嵐山を利用した方など、町外にもいると思う。町外に住んでいるからこそ町内の方とは新嵐山に対する見え方が違うこともあると思う。町民ファーストも大事だが、芽室町に対して愛情、誇りを持っている人たちの意見も拾えるよう、門戸を広げて意見を求めたり、ノウハウを吸収したりしてはどうか。

A. 町民の憩いの場という公共性は必要だが、観光振興の面においては、芽室町の新嵐山というより、十勝の新嵐山という感覚もあって然るべきと考えている。ご意見を踏まえて、メールやSNS、LINEなどのデジタルも活用するなど、色々な手法でご意見をいただくことを考えている。

2. 令和5年度の運営について

(1)新嵐山スカイパーク内の立ち入り可能エリアについて



(2) スキー場の再開について

- ①現状 ・新嵐山スカイパーク、特にスキー場の早期再開を望む声は多い。
・索道事業を運営するには、鉄道事業法に基づき、国土交通大臣の許可が必要となる。
・現在、メムロススキー場は、めむろ新嵐山株式会社が事業認可を受けているが、同社が清算手続きに入ったことから、索道事業者を町に変更する必要がある。
- ②課題 ・事業者の変更には、町議会の議決(条例改正)及び、安全統括管理者と索道技術管理者の確保を前提としたうえで、国土交通大臣への申請手続きが必要となり、約1か月の期間を要する。
・宿舎、ゲレンデ、駐車場を含む新嵐山スカイパークの大部分が、破産管財人による管理下にあり、少なくとも令和6年1月末までの間、一般の人は立ち入りができない。
・スキー場を運営するためには、専門スタッフの確保、リフトの搬器の設置、リフトの点検、圧雪車の点検、ゲレンデの整備など、多くの事務・作業等が必要。
・これらのことにより、今年度のスキー場の再開は、大変難しい状況にある。
- ③その他 「芽室町国民宿舎等の設置及び管理運営に関する条例」は、指定管理が前提となっていることから、指定管理以外を想定した条文を追加する必要がある。(上記②に記載の条例改正とも繋がる)

(3) 令和5年度の維持管理方法と所要経費

町直営による管理とする。水道料、電気料などの経費が必要な見込み。

*スキー場の再開に関する経費については、目途がついた時点で補正予算を提案予定。

3. 令和6年度の運営について

(1) 令和6年度の維持管理方法と所用経費

町直営を前提としながらも、委託についても模索していく。新嵐山スカイパーク内の公園機能に関する経費（公園機能の明確な定義がないため、詳細は検討が必要）、スキー場に関する経費、水道料及び、電気料などの経費が必要な見込み。

*全ての経費について、予算の計上時期については、別途検討する。

4. 経営方針変更の手順とスケジュール(目標)について

令和5年11月 ホットボイス葉書・LINEなどを活用し、町内外問わず広く意見を聴く機会設定
 ムムロスキー場利用団体との意見交換

令和5年12月 「芽室町国民宿舎等の設置及び管理運営に関する条例」改正の議会提案
 新嵐山スカイパークの活用等に関するワークショップ開催

令和6年1月 巡回型めむろ未来ミーティング開催

令和6年2月 新嵐山スカイパークの今後のあり方確定

令和6年3月 令和6年度予算議決

令和6年4月 新嵐山スカイパークに関するランドデザインの検討・調整

令和6年9月 新事業者決定

令和6年12月 ムムロスキー場の運営開始(町直営など)

令和7年4月 新事業者による運営開始

*別途、必要に応じて、施設改修に関する検討(工期・費用等含む)を行う。